

第3期シカ保護管理計画（第2次変更案）の概要

1 計画の目的と計画変更の背景

(1) 計画の目的

科学的で計画的な保護管理を進め、生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用を進めるため、地域個体群の健全な維持を図りつつ、早急な農林業被害の軽減と被害地域の拡大抑制及び食害による下層植生の衰退など森林生態系被害の抑制を図る。

(2) 第2次変更計画の背景

平成19年4月に開設した森林動物研究センターの研究成果等を踏まえ、平成21年3月に第3期シカ保護管理計画を変更し、計画に基づく個体数調整等を実施してきたが、顕著な生息数や被害の減少が認められない。このため、新たな個体数推定法に基づき、計画内容を変更する。

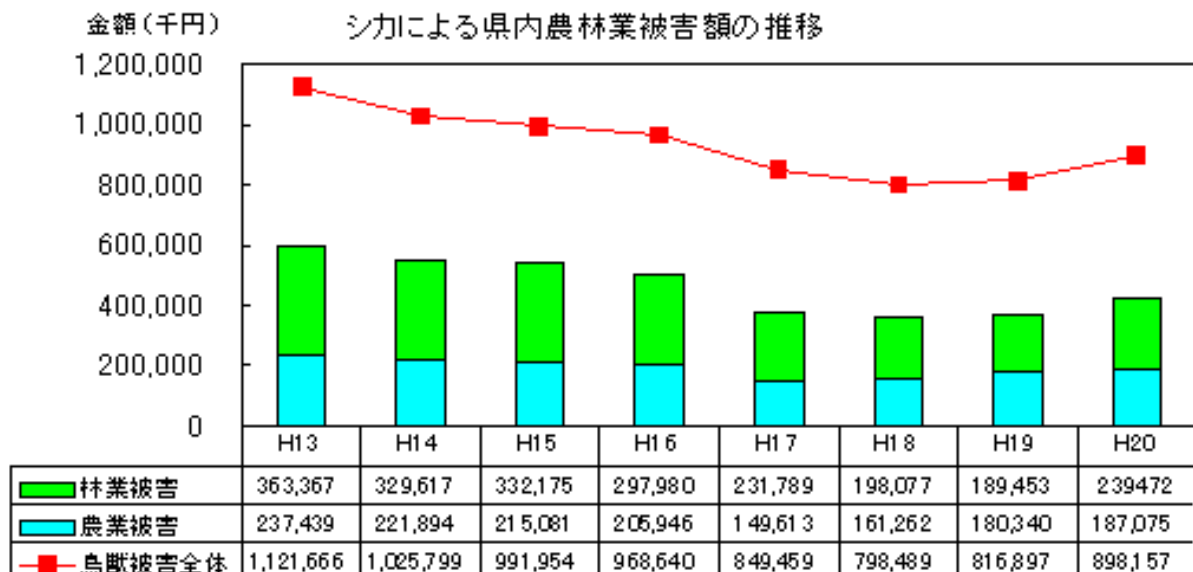
2 計画期間：平成19年度～23年度

3 計画対象地域：兵庫県全域

4 シカを取り巻く状況

(1) 農林業被害

- ① 平成20年：4億3千万円(全体の48%で最多)
- ② 漸減傾向にあるものの依然として深刻

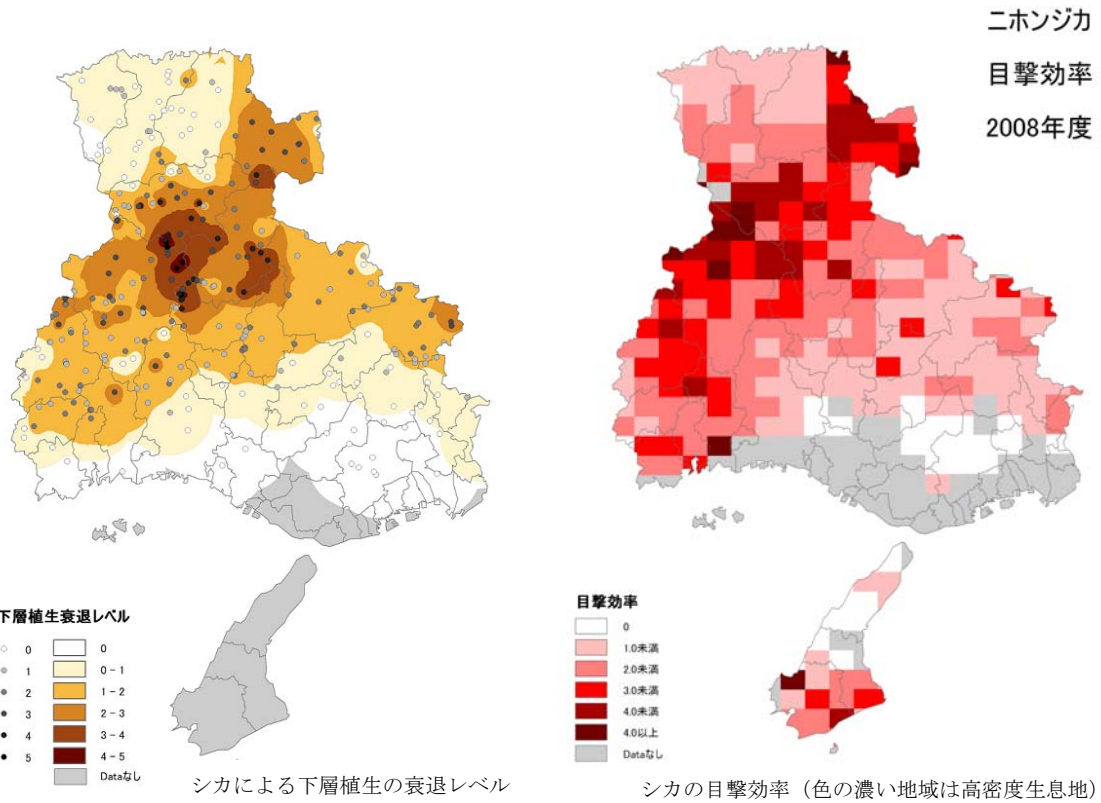


(2) 森林生態系被害

- 植栽木や森林の下層植生の食害により下層が裸地化し、生態系や森林の公益的機能への悪影響の恐れがある。

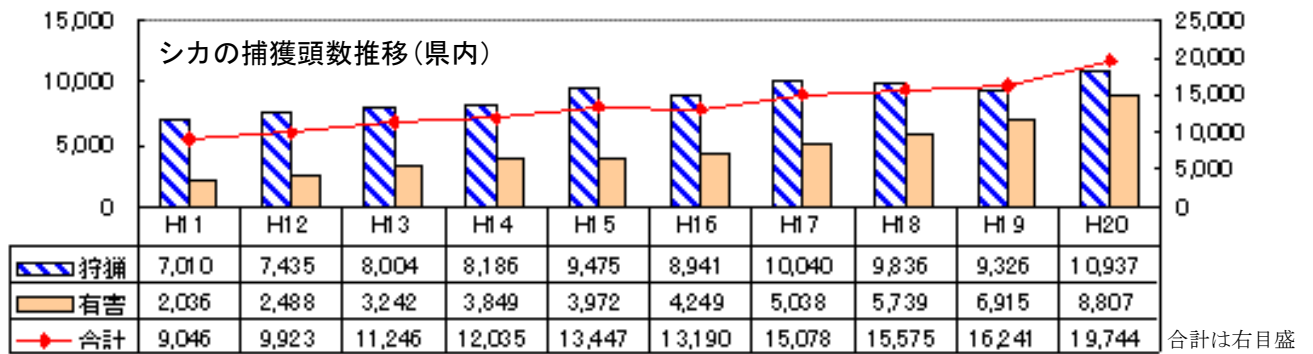
(3) 生息域の拡大

- 本州部は生息域が日本海沿岸、県南部に加え標高の高い氷ノ山にまで拡大がみられる。淡路島は北部に拡大している。



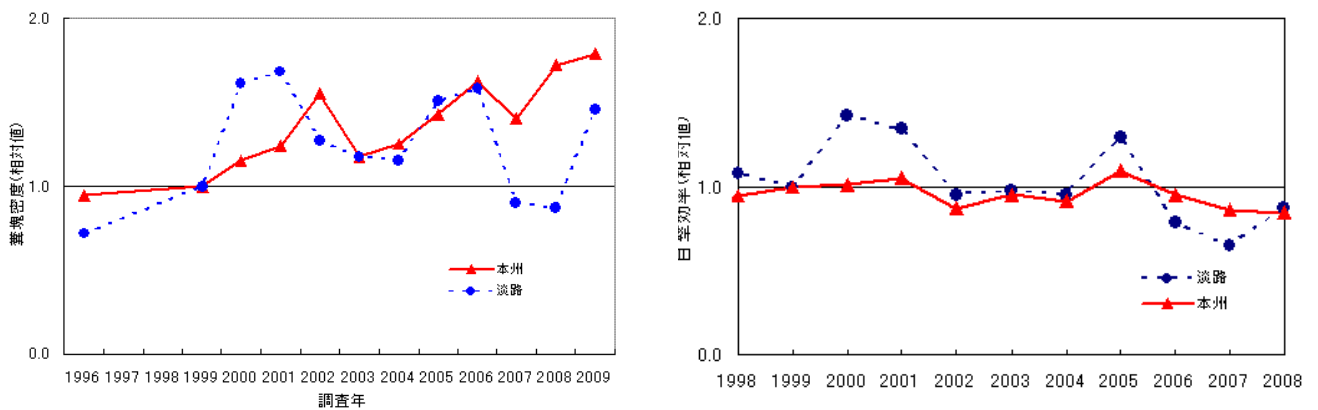
(4) 捕獲状況と生息密度

〔 計画どおり年間 16,241 頭 (H19 年度) を捕獲したが、生息密度は大幅な減少には至っていない。 〕



(5) 推定生息密度

〔 県内のシカは良好な栄養状態や高い妊娠率を維持し続けている状況 〕



糞塊密度：調査メッシュ内に設定した 5~6km の踏査線上で発見した糞塊の数の平均値

目撃効率：1 人の狩猟者が 1 日に目撃したシカの頭数の平均値

5 保護管理の基本的な考え方

- (1) 農林業被害の早急な軽減
- (2) 生息域拡大の抑制
- (3) 森林生態系被害の抑制
- (4) 頭数を管理しつつシカ個体群の安定的な維持

6 保護管理の目標と方策

顕著な減少を示さない生息密度、生息域の拡大を踏まえ、捕獲推進のための対策を強化

(1) 個体数管理

区分	目 標	方 策
本州部	<p>○生息密度指数（目撃効率）1.0 を目標に個体数管理</p> <p>※森林動物研究センターが実施した、狩猟者アンケート調査、農会アンケート調査、森林下層植生調査の結果から農業被害、森林被害が軽微となる生息密度を設定した。</p>	<p>①狩猟期間延長 (始期 11/15 ~ 終期 2/15→3/15)</p> <p>②捕獲制限の撤廃(1人2頭→無制限)</p> <p>③【拡充】地域別捕獲目標の増</p> <p>④【拡充】個体数調整事業(狩猟期間明け等の広域一斉捕獲)の推進</p> <p>⑤【拡充】わな猟による捕獲促進</p> <p>⑥【拡充】新型捕獲方式の開発・普及</p>
淡路島	<p>○年間捕獲目標 20,000→30,000 頭【増】</p> <p>※新たな推定方法を用いて個体群動態を推定し、目標となる生息密度にするための捕獲頭数を求めた。</p> <p>○生息区域の拡大抑制</p>	<p>①狩猟期間延長 (始期 11/15 ~ 終期 2/15→2/末)</p> <p>②【新】捕獲制限のさらなる緩和 (1人1頭→2頭→無制限)</p> <p>③【拡充】個体数調整事業(狩猟期間明け等の広域一斉捕獲)の推進</p> <p>④直径12cmを超えるのくくりわな解禁</p> <p>⑤【拡充】わな猟による捕獲促進</p> <p>⑥【拡充】新型捕獲方式の開発・普及</p>

(2) 被害防除

個体数調整だけではなく、被害を受けにくい地域環境づくりを推進

- ①【新】鳥獣被害防止総合対策事業による地域住民主体の被害対策と行政支援
鳥獣害防止特措法により市町が作成する被害防止計画に基づく個体数調整、被害防除等の取組を総合的に支援
- ② 防護柵の設置指導
抜け穴のない地域ぐるみの設置、適切な保守点検の実施、防護柵の機能向上に関する支援
- ③ シカを引き寄せない集落づくりの普及指導
餌となる放棄作物、果樹などの除去、バッファゾーン（緩衝帯）の整備、バッファゾーン（緩衝帯）の機能向上と維持管理を図るための牛の放牧、忌避植物の研究等
- ④ 農業共済制度への加入促進、被害評価手法の研究、普及活動の実施

(3) 生息環境管理

多種多様な森林の整備や間伐の推進により、野生動物にとって良好な生息環境を創出

(4) その他必要な方策

- ①【新】シカ肉の衛生管理や流通に向けたガイドラインの普及推進
- ② 野生動物保護管理の担い手である狩猟者の確保育成

7 モニタリングと計画の検証

〔 生息密度の推移などを毎年把握し、捕獲目標頭数など計画内容を常に検証 〕

8 計画の推進体制

- (1) 兵庫県森林動物研究センターにおける効果的な保護管理手法の調査研究および情報発信
- (2) 森林動物研究センター(研究員・森林動物専門員)と各県民局に配置されている森林動物 指導員はじめ農林(水産)振興事務所職員、農業改良普及センター、市町との連携による県民への被害防止対策の普及指導
- (3) 市町単位で結成される地域協議会の活動による総合的対策の推進